## 注記

### 重要な会計方針

1. 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
2. 有形固定資産　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　取得原価

#### 昭和59年度以前に取得したもの　　　　　　　　　　 再調達原価

#### 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの　　　　　　　　　　　　取得原価

取得原価が不明なもの　　　　　　　　　　　　　　　再調達原価

　　　　　　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については再調達原価とし、道路、河川及び水路の敷地については備忘価額1円としています。

#### 無形固定資産　　　　　　　　　　　　　　　　　　　取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

* 1. 取得原価が判明しているもの　　　　　　　　　　　 　取得原価
  2. 取得原価が不明なもの　　　　　　　　　　　　　　　 再調達原価

1. 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

#### 出資金

1. 市場価格のないもの 　　　　　　　出資金額
2. 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

#### ①貯蔵品 個別法による原価法

1. 有形固定資産等の減価償却の方法

#### 有形固定資産　　　　　　　　　　　　　 　　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

* + 1. 建物　　　　　　5年～50年
    2. 工作物　　　　　6年～60年
    3. 物品　　　　　　3年～20年

#### 無形固定資産 　　　　　 　　定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

1. 引当金の計上基準及び算定方法

#### 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

貸付金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

#### 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち、当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

#### 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

1. 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

1. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結団体については、税抜方式によっています。

### 重要な会計方針の変更等

1. 会計方針の変更　　　　　　　　　　　　　　　　該当事項ありません。
2. 表示方法の変更 　　　　　　　　　　　 　該当事項ありません。
3. 全体資金収支計算書における資金の範囲の変更　　該当事項ありません。

### 重要な後発事象　　　　　　　　　　 　 　　該当事項ありません。

### 偶発債務

山北町土地開発公社の公共用地購入に際し、812百万円の債務保証を行っております。貸借対象表には計上しておりません。

### 追加情報

1. 連結対象団体（会計）

|  |  |
| --- | --- |
| 団体（会計）名 | 区分 |
| 国民健康保険事業特別会計 | 特別会計 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 特別会計 |
| 介護保険事業特別会計 | 特別会計 |
| 下水道事業特別会計 | 特別会計 |
| 水道事業会計 | 公営企業会計 |

連結の方法は次のとおりです。

1. 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
2. 出納整理期間

地方自治法第235条の５に基づき出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

1. 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

1. 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

範囲　：すべての普通財産

内訳：

事業用資産 3,873百万円

土地 3,721百万円

建物 146百万円

工作物 　 6百万円

算定基準：固定資産台帳記載の当年度末簿価。